

令和8年6月定例月議会

令和8年6月22日

## 産業建設常任委員会

### 資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
デマンド型乗合タクシー運行事業における利用料金等の改定について	都市計画課	2
長浜市道路整備アクションプログラムの見直しについて	道路河川課	7

都市建設部

所管委員会	産業建設常任委員会
所管局・課	都市計画課

## デマンド型乗合タクシー運行事業における利用料金等の改定について

本市で運行しているデマンド型乗合タクシー（以下「乗合タクシー」という。）利用者からの声を受け、令和5年6月から令和7年9月までの間、病院や商業施設に区域外停留所を設置する実証実験を実施し、乗合タクシー全体の運行方法を検証した結果、利用料金等について以下のとおり改定します。

### 1 現状の分析と課題

実証実験の結果を踏まえ、運行内容や収支状況を精査した結果、以下の課題が見えてきました。

#### (1) 利用者負担割合の低下

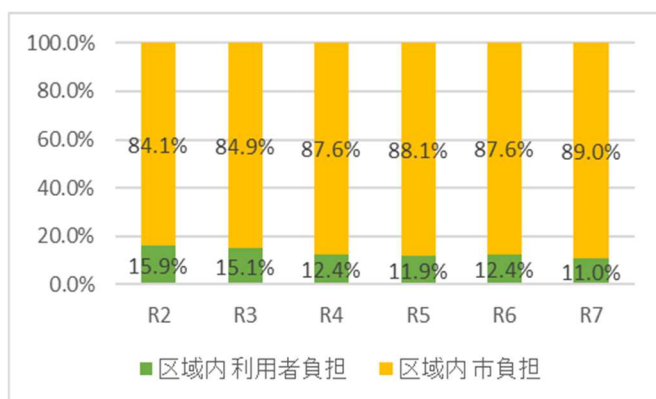
乗合タクシー受託業者への支払額の根拠となる一般タクシーの利用料金は、人件費や燃料費などの上昇を受け、年々利用料金が引き上げられていますが、乗合タクシーの利用料金（一人あたり区域内：300円、区域外：500円）は運行当初から改定しておらず、利用者の負担割合が年々低下しています。

【例】一般タクシーを4.0km利用した場合の利用料金比較

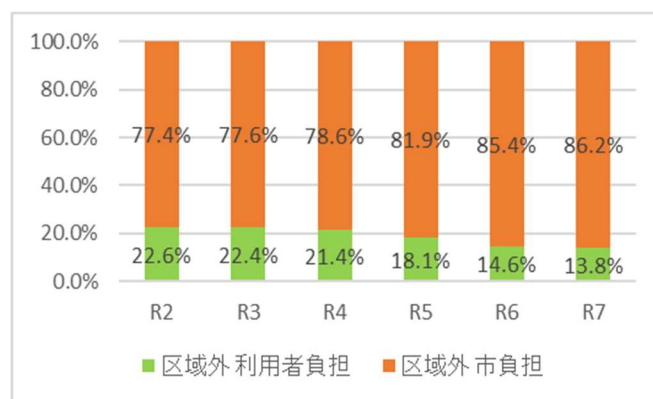
適用年月	料金	引き上げ額
H30.10.1	1,490円	
R7.9.12以降	1,920円	430円(1.29倍)

### 乗合タクシー 利用者負担割合の推移

#### 区域内運行



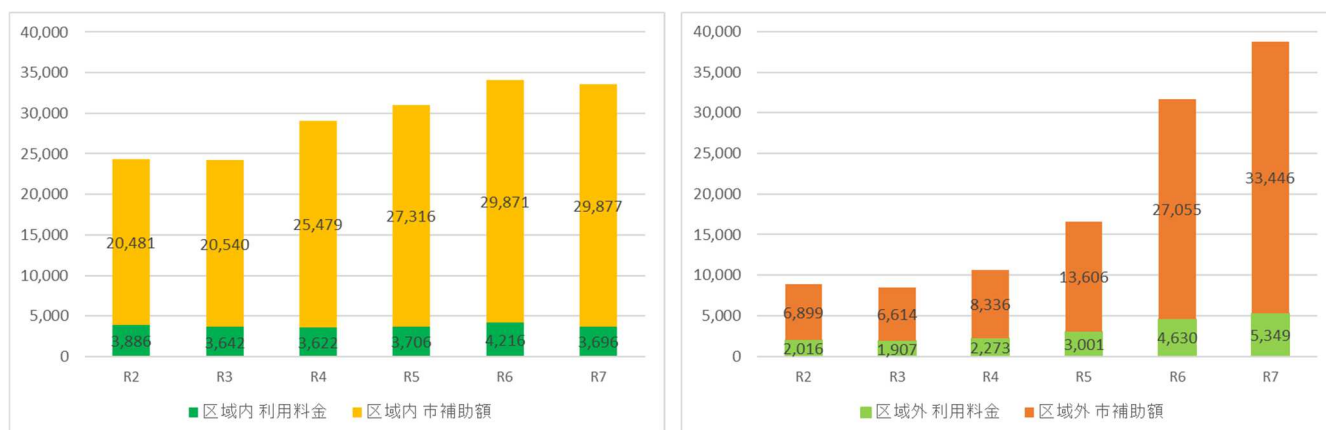
#### 区域外運行



## (2) 公費負担割合の増加

乗合タクシーの運行経費における市の補助金額は大幅に増加し、利用者の負担割合は年々減少しています。乗合タクシーの利用は、その利便性と利用料金の手軽さから、年々増加しており、市の補助金額は、区域外運行において令和2年度に比べ令和7年度は約4.8倍に増加しています。

乗合タクシー 利用者負担額と市補助額の推移  
区域内運行 区域外運行



(千円)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
区域内	利用料金	3,886	3,642	3,622	3,706	4,216	3,696
	市補助額	20,481	20,540	25,479	27,316	29,871	29,877
区域外	利用料金	2,016	1,907	2,273	3,001	4,630	5,349
	市補助額	6,899	6,614	8,336	13,606	27,055	33,446
合計	利用料金	5,902	5,549	5,895	6,707	8,846	9,045
	市補助額	27,380	27,154	33,815	40,922	56,926	63,323
	合計	33,282	32,703	39,710	47,629	65,772	72,368

## (3) 他公共交通機関とのバランス

利便性が高い乗合タクシー利用が路線バス利用に比べ、利用者負担が低いという状況であり、公共交通機関としてのバランスを欠く状況になっています。(別紙資料参照)

### 現状分析・課題の検討結果

以上のことから、今後も持続可能な公共交通を維持・確保するため、乗合タクシーと路線バスとの利用者負担の均衡を踏まえるとともに、「受益者負担の原則」の考え方に基づき、利用者からは応分の負担をいただくことが必要です。

併せて、乗り継ぎ利用を促進させるための施策及び乗合タクシーの乗合率を高めるための施策についても実施する必要があります。

## 2 乗合タクシー利用料金等の改定内容

検討の結果、以下のとおり乗合タクシーの利用料金等を改定します。

### (1) 利用料金の改定（1人1乗車）

区 分	現 行	負担割合	改定後		負担割合
区域内運行	300 円	10.9%	区域内運行	400 円	15.6%
区域外運行	500 円	13.7%	区域外運行①	1,000 円	27.2%
			区域外運行②	1,500 円	27.0%

※1 区域外②は2地区を通過する区域外停留所を利用した場合に適用する。

※2 しょうがい者、小学生は区域内運行分に限り、半額（200 円）とする。

※3 未就学児は同伴する大人1人に対して2人まで無料とし、3人目からは小学生料金とする。

※4 次の区域外停留所利用については、JR 北陸線利用促進の観点から区域内運行料金（400 円）を適用する。

区域内運行料金を適用する区域外停留所

地区名	停留所名
西黒田・神田	田村駅
浅井	虎姫駅
びわ	虎姫駅

#### 【料金設定の考え方】

- ① 区域内運行料金については、人件費や燃料費の上昇を踏まえた一般タクシーの利用料金改定を考慮し、約3割増の400 円に設定しました。
- ② JR 北陸線の利用を促進するため、西黒田神田地区における田村駅停留所利用、浅井地区における虎姫駅停留所利用、びわ地区における虎姫駅停留所利用に関しては、区域外停留所ですが、区域内運行料金（400 円）とします。
- ③ 区域外運行料金については、鉄道・路線バスを乗り継いで利用した場合の負担額との均衡を図るため、利用者の負担額を 1,000 円と2地区を通過する場合の 1,500 円に設定しました。

### (2) 乗合率を向上させるための施策

区域外運行の乗合率を向上させるため、区域外運行で乗合となった場合、次のとおり区域外運行料金から 1人あたり200 円 を減じます。

- ① 乗車地または降車地が区域外停留所で、1 運行で乗合となった場合、次回の区域外運行で料金支払い時に利用できる「(仮称)乗合協力券」を各利用者に発行します。
- ② 「(仮称)乗合協力券」の有効期限は1 か月とします。
- ③ 「(仮称)乗合協力券」の使用は1人1回あたり1枚のみ使用できるものとします。

(仮称)乗合協力券を使用した場合の利用料金（1人1乗車）

区 分	現 行	適用後		現行料金 との比較
		区域外運行①	800 円	
区域外運行	500 円	区域外運行②	1,300 円	+800 円

### 3 利用料金の改定時期

令和8年11月1日から（予定）

### 4 今までの経過と今後のスケジュール（予定）

平成30年2月1日から 区域外運行開始【西黒田神田地区】  
 令和5年 6月1日から 区域外運行の拡大（実証実験）開始  
 【浅井、びわ、湖北地区】

令和7年 6月26日 地域公共交通会議  
 ・区域外運行の継続について協議

7月17日 産業建設常任委員会  
 ・区域外運行の継続について報告

10月10日 地域公共交通会議  
 ・乗合タクシー運行形態等の見直しについて（中間報告）

12月12日 産業建設常任委員会  
 ・運行時間等の見直しについて報告

令和8年 2月20日 地域公共交通会議  
 ・利用料金等の見直しについて（中間報告）協議  
 【料金案について提示・検討】

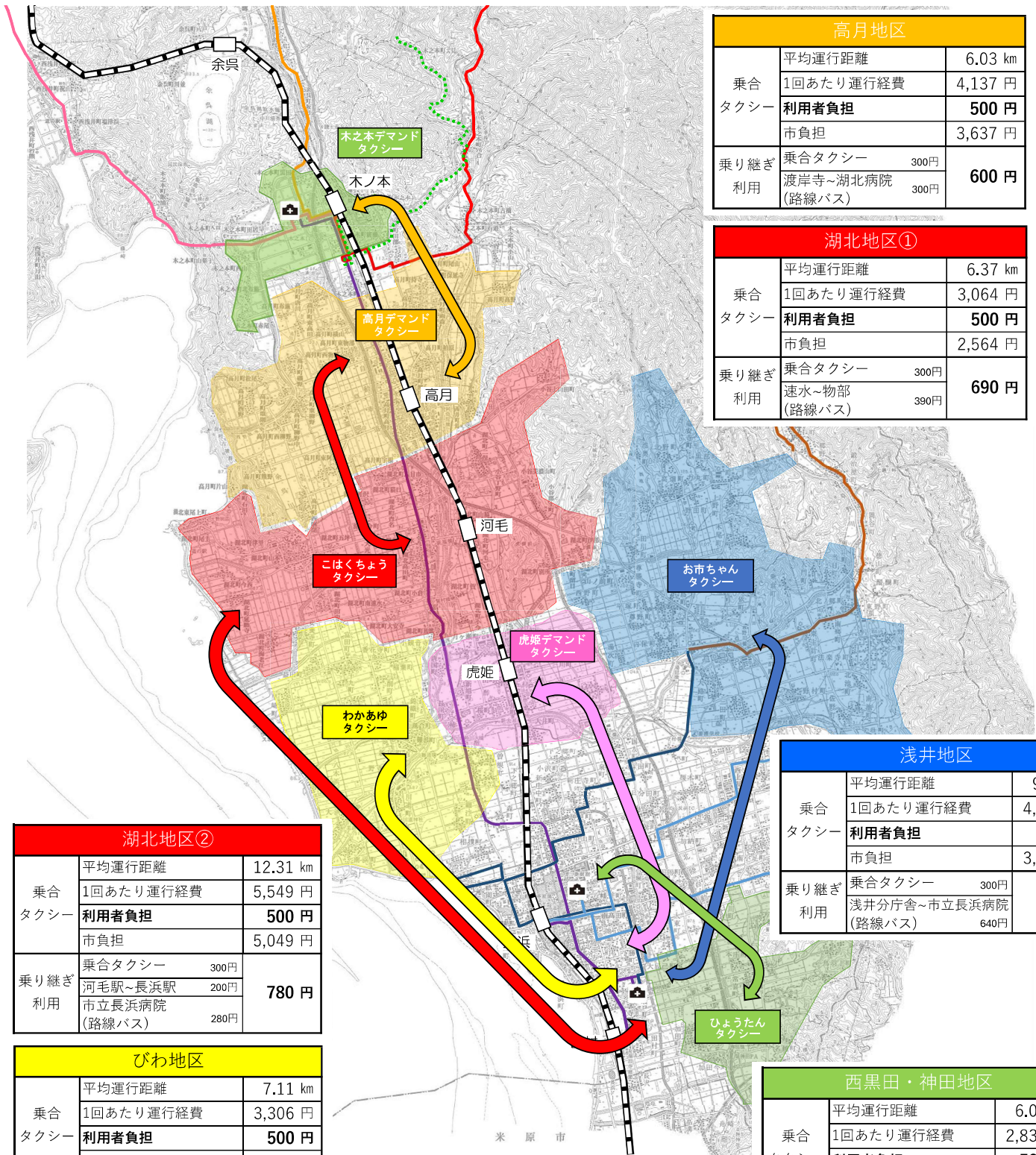
5月27日 地域公共交通会議  
 ・利用料金等の改定について協議

6月22日 産業建設常任委員会  
 ・利用料金等の改定について報告

7月以降 利用者等へ周知、要綱等の変更

11月1日から 新料金体系へ移行（予定）

# 区域外運行に係る経費と負担額及び乗り継ぎ利用との比較



高月地区		
乗合 タクシー	平均運行距離	6.03 km
	1回あたり運行経費	4,137 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	3,637 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>600 円</b>
	渡岸寺～湖北病院 (路線バス) 300円	

湖北地区①		
乗合 タクシー	平均運行距離	6.37 km
	1回あたり運行経費	3,064 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	2,564 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>690 円</b>
	速水～物部 (路線バス) 390円	

浅井地区		
乗合 タクシー	平均運行距離	9.01 km
	1回あたり運行経費	4,423 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	3,923 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>940 円</b>
	浅井分庁舎～市立長浜病院 (路線バス) 640円	

湖北地区②		
乗合 タクシー	平均運行距離	12.31 km
	1回あたり運行経費	5,549 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	5,049 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>780 円</b>
	河毛駅～長浜駅 200円	
	市立長浜病院 (路線バス) 280円	

びわ地区		
乗合 タクシー	平均運行距離	7.11 km
	1回あたり運行経費	3,306 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	2,806 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>640 円</b>
	曾根口～市立長浜病院 (路線バス) 340円	

虎姫地区 (R7見込み)		
乗合 タクシー	平均運行距離	6.70 km
	1回あたり運行経費	3,315 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	2,815 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>770 円</b>
	虎姫駅～長浜駅 190円	
	市立長浜病院 (路線バス) 280円	

西黒田・神田地区		
乗合 タクシー	平均運行距離	6.00 km
	1回あたり運行経費	2,831 円
	<b>利用者負担</b>	<b>500 円</b>
	市負担	2,331 円
乗り継ぎ 利用	乗合タクシー 300円	<b>680 円</b>
	小足口～長浜赤十字病院 (路線バス) 380円	

所管委員会	産業建設常任委員会
所管局・課	道路河川課

## 長浜市道路整備アクションプログラムの見直しについて

### 1 改定の趣旨

本市では、道路分野における長浜市の基本的な方針（マスタープラン）である「長浜市道づくり計画」を踏まえ、今後の市道整備に関する実行計画として「長浜市道路整備アクションプログラム」を策定しています。

令和2年度に改定した長浜市道路整備アクションプログラム2020では、社会・経済情勢等の変化に対応していく必要性から、おおむね5年を目安として適切な時期に見直すこととしていることから、今般、策定懇話会やパブリックコメントを経て、改定するものです。

### 2 これまでの経過


令和7年	2月13日	産業建設常任委員会（着手報告）
	7月30日	第1回策定懇話会
	11月27日	第2回策定懇話会
令和8年	1月13日	庁内意見照会
	1月15日	産業建設常任委員会（経過報告）
	2月9日	第3回策定懇話会
	3月19日	産業建設常任委員会（パブリックコメント実施前報告）
	3月23日～	計画案に対するパブリックコメント
	5月22日	第4回策定懇話会（書面報告）

### 3 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 令和8年3月23日（月）～令和8年4月21日（火）
- (2) 意見件数 0件

### 4 計画最終案

別紙のとおり



# 長浜市道路整備アクションプログラム 2026 (令和8年度策定) (案) 【概要版】



今後 10 年間の具体的な道路整備計画  
～どの路線を、いつまでに整備するか～

## 長浜市の概要と道路ネットワーク

長浜市（以下「本市」という。）は、平成 18 年と平成 22 年に行われた二度の合併を経て、現在の市域になっています。日本一の面積を持つ琵琶湖の東北部に位置する本市は、東西約 25km・南北約 40km にわたり、県内で第 2 位の広大な面積を有しております。

主要道路網としては、北陸自動車道や国道 8 号・国道 365 号が南北に縦断し、国道 303 号が東西に横断しています。また、鉄道は J R 北陸線と湖西線が通り、南は米原駅で東海道新幹線・東海道本線と連結し、北は敦賀駅で北陸新幹線と連結しています。これら道路網と鉄道の広域交通軸により京阪神方面・中京方面・北陸方面の各経済圏域との高い利便性を有しています。

広域交流軸である北陸自動車道においては、長浜インターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジ、木之本インターチェンジがあります。さらに、神田地区においては、更なる地域経済の発展を目指し、既存のパーキングエリアを活用した（仮称）神田スマートインターチェンジの設置を進めています。

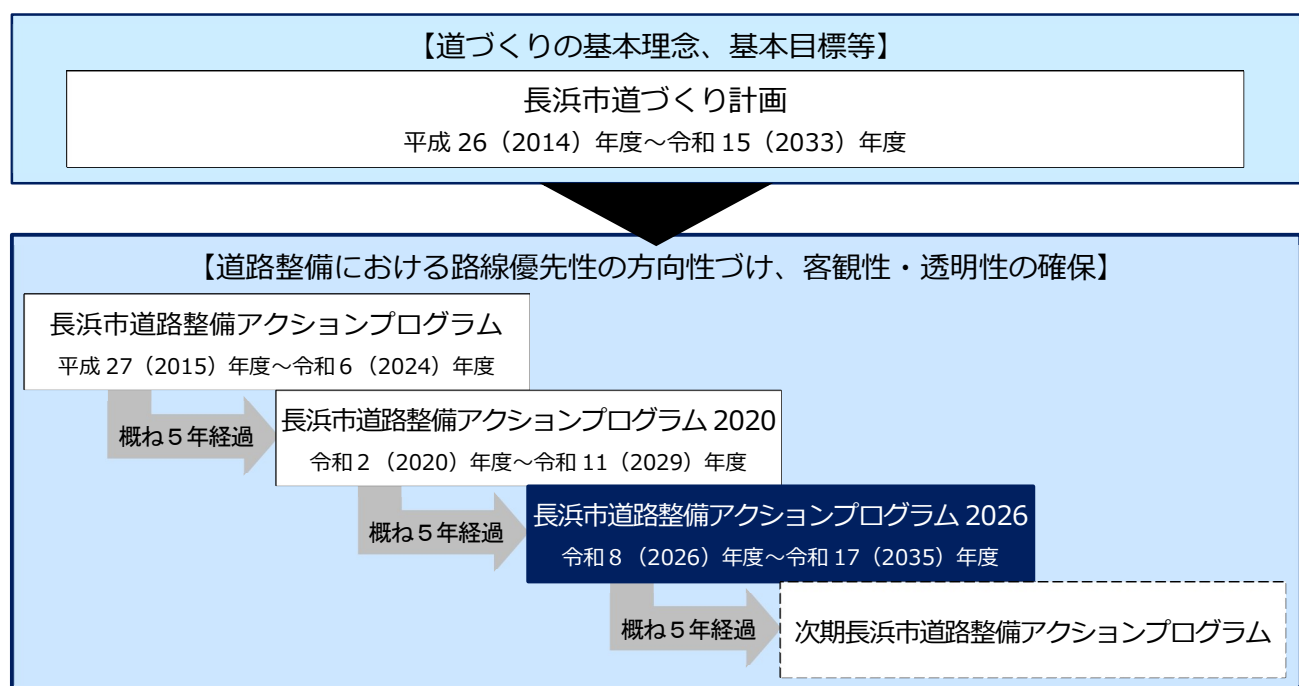
道路整備は、地域、産業、観光振興を促進し、地域経済の活性化へつなぐことができ、さらには防災機能の向上へ寄与することから、今後も継続的に進めていく必要があります。

## 長浜市道路整備アクションプログラム 2026 の見直しの経緯と予定

本市は、平成 25 年度に「長浜市道づくり計画」を策定したことを踏まえ、平成 26 年度に策定した「長浜市道路整備アクションプログラム」に基づき道路整備を行い、概ね 5 年を経過した令和 2 年度に「長浜市道路整備アクションプログラム 2020」を策定して事業を推進してきました。

その後、概ね 5 年を経過したことから、社会・経済情勢の変化等に伴い路線の整備優先性を再評価することで見直しを行い、懇話会及びパブリックコメントによる意見等を踏まえ、令和 8 年度に「長浜市道路整備アクションプログラム 2026」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間とし、今後も概ね 5 年を目安として適切な時期に見直しを行う予定です。



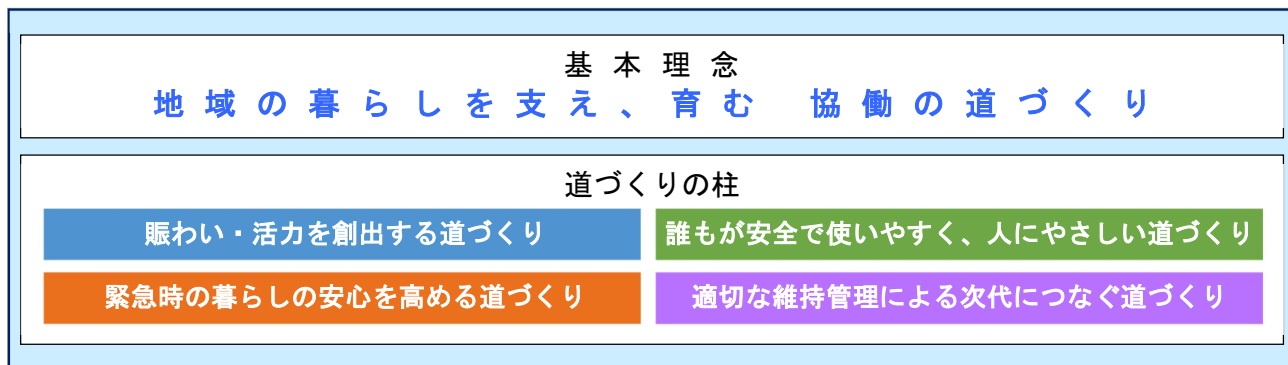
# 長浜市道路整備アクションプログラム 2026 とは

「長浜市道づくり計画」の基本理念等を踏まえ、今後 10 年間の具体的な道路整備計画として、整備計画路線の整備優先性の高いものから整備時期を位置づけ、今後、整備する路線を明確化するとともに、道路整備の透明性と効率性の向上を図ることを目的とした具体的な実行計画です。

本計画の概要と見直しの手順を以下に示します。

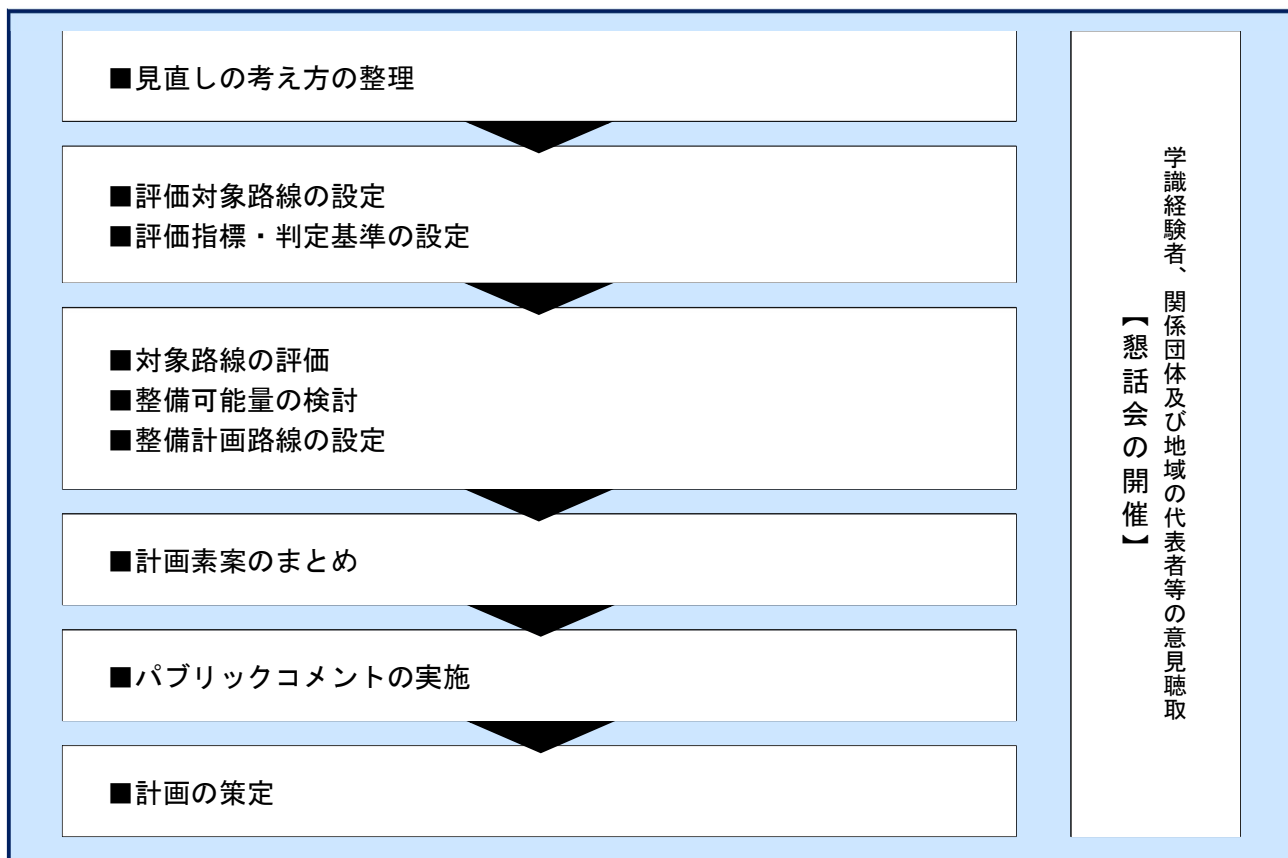
本計画策定の詳しい手順は 5 ページを参照してください。

## 長浜市道づくり計画（平成 26（2014）年度～令和 15（2023）年度）



- 長浜市道路整備アクションプログラム（平成 27（2015）年度～）の 5 年経過による見直し
- 長浜市道路整備アクションプログラム 2020（令和 2（2020）年度～）の 5 年経過による見直し

## 長浜市道路整備アクションプログラム 2026（令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度）

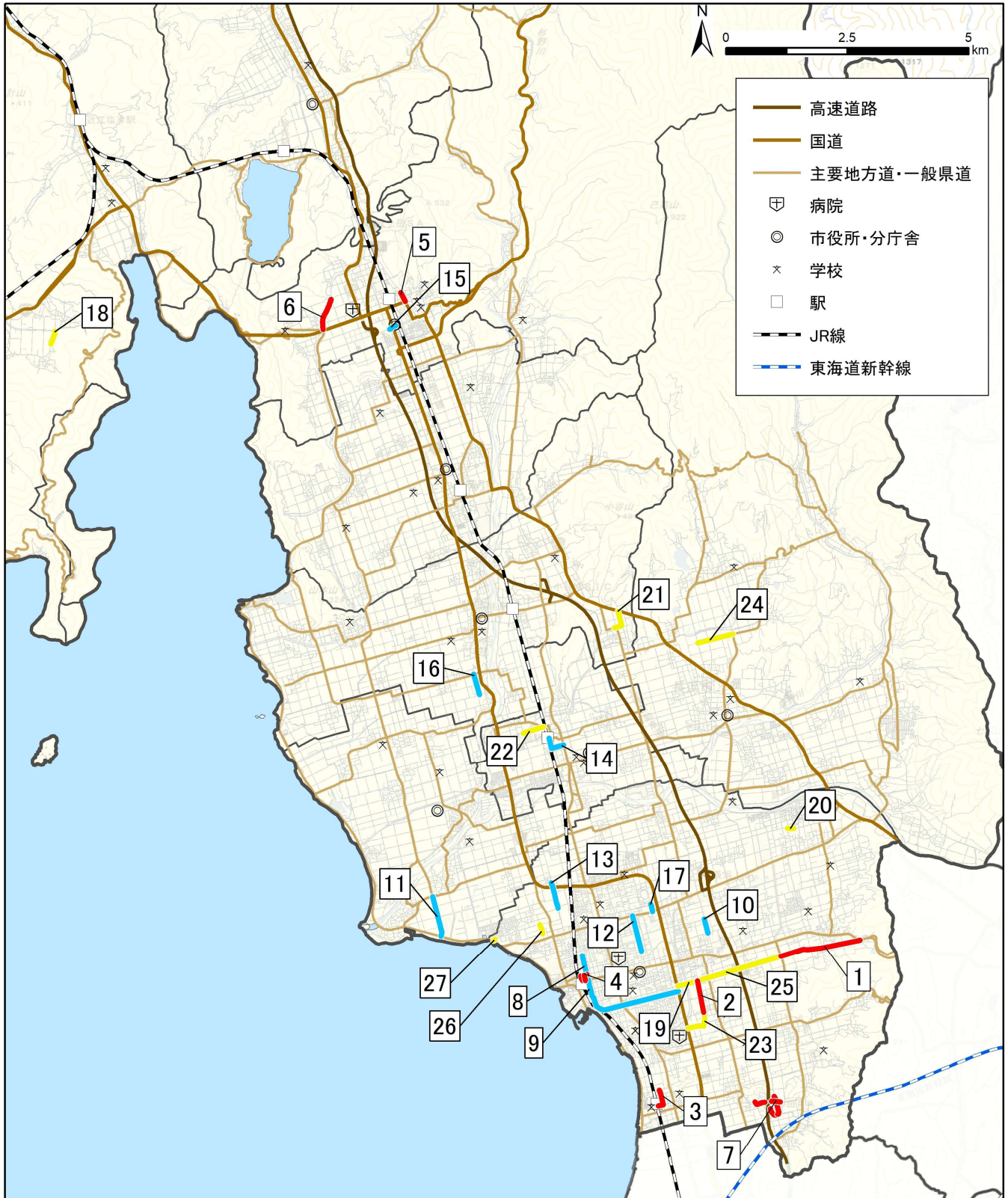


## 整備計画路線

整備計画路線の抽出、財政状況による整備可能量の検証を踏まえた整備計画路線を示します。

整備計画期間	整備計画路線番号	路線名	道路種別	計画延長・要整備延長(m)
短期	1	市道石田宮司線（第1工区）	市道	1,840
	2	都市計画道路大戌亥山階線（室工区）	都市計画道路	660
	3	（仮称）都市計画道路田村駅東口線（田村工区）	都市計画道路	400
	4	市道南呉服南南呉服上線～市道豊国神社線～市道南呉服南日吉線	市道	350
	5	市道木之本坂口線	市道	250
	6	市道余呉川左岸大音黒田線・田居大音線	市道	660
	7	市道（仮）神田スマートインターチェンジ線（上り・下り）・市道小一条今村橋線・市道布勢加田線	市道	740
7路線				
中期	8	都市計画道路北船列見線	都市計画道路	530
	9	都市計画道路長浜駅室線	都市計画道路	2,290
	10	市道永久寺山階線（南田附北工区）	市道	300
	11	市道川道更川2号線	市道	840
	12	都市計画道路地福寺神照線（八幡中山工区）	都市計画道路	750
	13	市道列見曾根線	市道	550
	14	市道虎姫駅東線	市道	460
	15	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140
	16	市道小倉馬渡2号線	市道	430
	17	市道八幡中山神照1号線	市道	150
10路線				
長期	18	市道八田部山田小山線	市道	300
	19	市道石田宮司線（第3工区）	市道	400
	20	市道東上坂神照線	市道	120
	21	市道伊部1号線	市道	470
	22	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440
	23	都市計画道路大戌亥山階線（大戌亥工区）	都市計画道路	610
	24	市道木尾八島線	市道	745
	25	市道石田宮司線（第2工区）	市道	1,800
	26	市道祇園相撲線	市道	200
	27	市道祇園湖岸線	市道	150
10路線				
合計	27路線			

# 整備計画路線



## 整備計画路線

- 短期整備路線 (概ね5年以内に着手または完了)
- 中期整備路線 (概ね10年以内に着手)
- 長期整備路線 (概ね10年以降に着手)

# 本計画策定の手順

## ■見直しの考え方の整理

「長浜市道路整備アクションプログラム 2020」（前計画）の5年経過による見直し

手順① 前計画に基づく事業進捗状況を整理

手順② 社会情勢の変化や上位・関連計画の方針等を把握し、見直しの考え方を整理

## ■評価対象路線の設定

手順③ 前計画による継続路線、関連事業に伴う整備路線は評価対象外として整理

手順④ 前計画による未着手路線及び新規の評価対象路線を、整備優先性を評価する路線として設定

## ■評価指標・判定基準の設定

手順⑤ 社会情勢トレンド等を踏まえ、評価指標・判定基準を見直し

手順⑥ 評価指標の重要度・配点の重みづけを見直し

評価指標	道路機能の重要性	交通機能	渋滞緩和
			主要施設へのアクセス改善
			交通結節機能強化
		空間機能	歩行者・自転車の通行確保
			広域道路ネットワーク形成
			公共交通におけるネットワーク形成
	の事業現着性	資金計画	狭隘道路の解消
			交通事故危険箇所の解消
		合意形成	防災避難経路の確保
			景観形成
市街地形成機能	上位・関連計画等での位置づけ		
	国・県による事業支援が受けられる		
の事業現着性	資金計画	事業規模が比較的小さい	
		費用対効果（投資効果・整備効率）	
	合意形成	用地取得や建物補償が進んでいる	
地元要望がある			

【懇話会の開催】

## ■対象路線の評価

手順⑦ 評価指標・判定基準に基づき評価対象路線の評価を行い、整備優先性の順位を判定

## ■整備可能量の検討

手順⑧ 投資可能額の見込みを算出し、整備可能量を検討

## ■整備計画路線の設定

手順⑨ 前計画による継続路線、関連事業に伴う整備路線を「短期」に位置づけ

手順⑩ 整備優先性の順位を踏まえ、「中期」、「長期」、その他に位置づけ

## ■計画素案のまとめ

手順⑪ これまでの経緯を踏まえ、計画素案としてとりまとめ

## ■パブリックコメントの実施

手順⑫ 計画素案の公表による意見聴取を行い、計画内容を確認し更新

## ■計画の策定

「長浜市道路整備アクションプログラム 2026」（本計画）

手順⑬ 新たな計画期間における長浜市道路整備アクションプログラムを策定

各手順において検討内容を提示し、意見聴取

## 懇話会の意見反映

見直しにおいて、学識経験者、関係団体及び地域の代表者等で構成する懇話会を開催し、いただいた意見を反映しながら本計画を策定しました。



## 今後の道路整備について

今後、実際の整備計画路線の事業着手は、本計画を参照するとともに、各路線の様々な条件を見極めながら決定し、道路整備を進めていきます。

なお、国道や県道等の上位路線や河川の整備の進捗状況、関係機関との協議・調整により、整備の実施時期や整備期間が変更となる可能性があります。

## 本市における道路整備事例

長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、市民の皆様をはじめとしたご協力のもと、道路整備を進めており、今後も道路の円滑性や安全性を向上させてまいります。



【市道南田附神前線】



【市道木之本穴師線】



【市道南田附東加納線】



【都市計画道路地福寺神照線】

(これまで整備計画路線に位置づけられ、整備が完了した路線の一部を掲載しています。)

### 長浜市道路整備アクションプログラム 2026【概要版】

長浜市 都市建設部 道路河川課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL : 0749-65-6531 FAX : 0749-65-6760

<https://www.city.nagahama.lg.jp/>

令和8年6月発行